

第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画の改訂版（初案）における新旧対照

資料1－3

変更前		変更後		変更理由(内容)
廃棄物処理編				
第1章 計画の概要				
P1	1 計画策定の趣旨・位置づけ			
P1	(1) 計画策定の趣旨			
P1	一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の発生抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるため、廃棄物処理の基本的事項を定めるものです。 市では、廃棄物処理の基本方針を掲げ、市民・事業者・市が協働のもと、「<u>低炭素社会</u>」・「自然共生社会」・「循環型社会」を構築するため、長期的・総合的視点に立った廃棄物の発生抑制から最終処分までの適正な処理を進めることを目的に「第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」といいます。)を平成28年3月に<u>策定しています。</u> 今般、本計画の<u>策定</u>から5年が経過したことから、廃棄物処理にかかる実績を整理し、本計画で定めた数値目標の達成状況や施策の取組状況に関する評価を行い、その結果に基づき改訂しています。 また、これまで資源物を含めて「廃棄物」を一括して「ごみ」と表記している箇所については、資源物の取扱を明確に区分するため、「ごみ」を「廃棄物」とします。	P1	一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の発生抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるため、廃棄物処理の基本的事項を定めるものです。 市では、廃棄物処理の基本方針を掲げ、市民・事業者・市が協働のもと、「<u>脱炭素社会</u>」・「自然共生社会」・「循環型社会」を構築するため、長期的・総合的視点に立った廃棄物の発生抑制から最終処分までの適正な処理を進めることを目的に「第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」といいます。)を平成28年3月に<u>策定し、5年後の令和3年3月には中間見直しを行っています。</u> 今般、本計画の<u>中間見直し</u>から5年が経過したことから、廃棄物処理にかかる実績を整理し、本計画で定めた数値目標の達成状況や施策の取組状況に関する評価を行い、その結果に基づき改訂しています。 また、これまで資源物を含めて「廃棄物」を一括して「ごみ」と表記している箇所については、資源物の取扱を明確に区分するため、「ごみ」を「廃棄物」とします。	千歳市環境基本計画に合わせて修正。 今回の見直しについて、経緯を追加
P2	(3) 国や北海道の廃棄物処理にかかる取組状況			
P2	<u>国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会形成にかかる環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を目指し、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などの方向性を示し、「3R※の推進」など循環型社会の形成を推進する総合的な施策に取り組んでいます。</u> <u>北海道においても、令和2年3月に「北海道廃棄物処理計画(第5次)」や「北海道循環型社会形成推進基本計画(第2次)」を策定し、廃棄物の「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処理の確</u>	P2	<u>国は、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。この計画では、資源生産性や循環利用率向上の取組強化のため、資源を持続可能かつ効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進することが需要としています。関係者が協力して循環経済への移行に取り組むことを政策課題と位置づけ、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめています。</u> <u>北海道は、令和7年4月に「北海道廃棄物処理計画(第6次)」を策定しました。この計画では、国の廃棄物処理基本方針に示されている廃棄物分野における2050年カーボンニュートラルに向</u>	国・道の計画変更に合わせて修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	保」のほか「バイオマスの利活用の推進」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」などの視点で、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）の優先、廃棄物系バイオマスの地域の特性に応じた適切なリサイクル（再生利用）に向けた取組等を推進しています。		けた脱炭素化の推進や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりなどの視点で取組等を推進することとしています。	
P2	(4) 千歳市の廃棄物処理にかかる取組状況			
P2	市では、廃棄物の減量化や再資源化を図るために、道内でも早くから集団資源回収事業に取り組んでおり、昭和 57 年度の事業開始以降、着実に資源回収実績を上げてきました。 平成 13 年度には4種資源物の収集、平成 23 年 10 月にはプラスチック製容器包装の収集、平成 26 年度には使用済み小型家電の回収をそれぞれ開始し、廃棄物の再資源化の拡大を行ってきました。 また、平成 18 年 5 月には、廃棄物の排出抑制や再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化など、廃棄物処理に関する市民意識の向上を目的とした「家庭廃棄物の有料化」を実施しています。 平成 28 年 5 月には、千歳市災害廃棄物処理計画を策定し、大規模災害が発生した時に発生する「災害廃棄物」について、迅速かつ適切な処理を行うために必要な応急対策、復旧・復興対策などをまとめています。 <u>このほか、事業系一般廃棄物処理手数料と産業廃棄物処分費用を適時改定しており、直近では、平成 31 年 4 月に改定しています。</u>	P2	市は、廃棄物の減量化や再資源化を図るために、道内でも早くから集団資源回収事業に取り組んでおり、昭和 57 年度の事業開始以降、着実に資源回収実績を上げてきました。 平成 13 年度には4種資源物の収集、平成 23 年 10 月にはプラスチック製容器包装の収集、平成 26 年度には使用済み小型家電の回収をそれぞれ開始し、廃棄物の再資源化の拡大を行ってきました。 平成 18 年 5 月には、廃棄物の排出抑制や再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化など、廃棄物処理に関する市民意識の向上を目的とした「家庭廃棄物の有料化」を実施しています。 平成 28 年 5 月には、千歳市災害廃棄物処理計画 <u>（令和 5 年 12 月 31 日一部変更）</u>を策定し、大規模災害が発生した時に発生する「災害廃棄物」について、迅速かつ適切な処理を行うために必要な応急対策、復旧・復興対策などをまとめています。 <u>令和 6 年 4 月に道央廃棄物処理組合の新たな焼却施設の稼働開始に伴い、プラスチック類や皮革・ゴム製品等を燃やせないごみから燃やせるごみに分別変更しています。</u> <u>このほか、家庭廃棄物や事業系廃棄物等の処理手数料の適時見直しを行っており、直近では事業系一般廃棄物処理手数料と産業廃棄物処分費用を令和 7 年 4 月に改定しています。</u>	現在の取組状況について、道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴う分別区分の変更や料金改定などについて追加修正。
P2	(5) 千歳市の廃棄物処理計画の変遷			
P2～3	本市の計画としては、昭和 55 年 3 月に「千歳市廃棄物処理計画の基本構想」を策定して以来、社会状況の変化に対応しながら新たな計画を策定しており、平成 10 年 4 月に策定した「第 1 次千歳市一般廃棄物処理基本計画」を法令に基づく計画として位置付けています。 平成 15 年 3 月に策定した「第 2 次千歳市一般廃棄物処理基本計画」では、市民・事業者・市の役割分担を明確にするなど循環型社会構築に向けた一歩を踏み出しました。 そして、平成 17 年 7 月に「千歳市循環型社会形成推進施策 20」を策定したことにより、廃棄物の排出量の見直しが必要となった	P2～3	本市は、昭和 55 年 3 月に「千歳市廃棄物処理計画の基本構想」を策定して以来、社会状況の変化に対応しながら適宜新たな計画の策定を行ってきました。平成 10 年 4 月に策定した「第 1 次千歳市一般廃棄物処理基本計画」を法令に基づく計画として位置付けています。 平成 15 年 3 月に策定した「第 2 次千歳市一般廃棄物処理基本計画」では、市民・事業者・市の役割分担を明確にするなど循環型社会構築に向けた一歩を踏み出しました。 そして、平成 17 年 7 月に「千歳市循環型社会形成推進施策 20」を策定したことにより、廃棄物の排出量の見直しが必要となった	文章修正。 現況に合わせて追加修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	ため、平成 18 年 3 月に改定しています。 また、平成 22 年度における「北海道循環型社会形成推進基本計画」の改定のほか、計画収集人口の見直し、平成 23 年 8 月からの新たな破碎処理場の稼働、及び同年 10 月からのプラスチック製容器包装の分別収集開始等により、廃棄物処理計画及び施設整備計画の見直しが必要となったことから、平成 23 年 3 月に改定を行っています。 平成 28 年 3 月には、平成 26 年 2 月の道央廃棄物処理組合の設立及び平成 27 年 3 月の道央廃棄物処理組合「ごみ処理広域化基本計画」の策定並びに「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」の改定といった、関係計画の改定に伴う整合性や廃棄物処理を取り巻く状況の変化に対応するため、「第 5 次千歳市一般廃棄物処理基本計画」を策定<u>しています。</u> 計画変遷図		ため、平成 18 年 3 月に改定しています。 また、平成 22 年度における「北海道循環型社会形成推進基本計画」の改定のほか、計画収集人口の見直し、平成 23 年 8 月からの新たな破碎処理場の稼働、及び同年 10 月からのプラスチック製容器包装の分別収集開始等により、廃棄物処理計画及び施設整備計画の見直しが必要となったことから、平成 23 年 3 月に改定を行っています。 平成 28 年 3 月には、平成 26 年 2 月の道央廃棄物処理組合の設立及び平成 27 年 3 月の道央廃棄物処理組合「ごみ処理広域化基本計画」の策定並びに「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」の改定といった、関係計画の改定に伴う整合性や廃棄物処理を取り巻く状況の変化に対応するため、「第 5 次千歳市一般廃棄物処理基本計画」を策定<u>し、令和 3 年 3 月には、中間目標年次にかかる検証の結果を反映し、改訂しています。</u> (図表の修正) 計画変遷図	
P5	2 計画の期間			
P5	(1) 千歳市一般廃棄物処理基本計画の期間			
P5	計画の期間は、廃棄物処理施設及び最終処分場の整備に長期的な見通しが必要なことから、平成 28 年度から令和 12 年度までの 15 年間としています。 また、経済社会の変化に対応するため、5 年ごとに見直しを行う中間目標年次を令和 2 年度と令和 7 年度に設定します。 なお、本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。 今回、令和 2 年度の中間目標年次にかかる検証の結果を反映し、改訂しています。 表 1-1 計画目標のスケジュール	P5	計画の期間は、廃棄物処理施設及び最終処分場の整備に長期的な見通しが必要なことから、平成 28 年度から令和 12 年度までの 15 年間としています。 また、経済社会の変化に対応するため、5 年ごとに見直しを行う中間目標年次を令和 2 年度と令和 7 年度に設定します。 なお、本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。 今回、令和 7 年度の中間目標年次にかかる検証の結果を反映し、改訂しています。 (図表の修正) 表 1-1 計画目標のスケジュール	現況に合わせて修正。
P6	3 行政区域の概要			
P6	(2) 気象			
P6～7	千歳市は太平洋と日本海の気象の影響を受ける分岐点に位置しています。このため、梅雨や台風の影響が少なく、年間降水量は 1,000mm 程度で降雪量も道内では少ない地域です。 また、夏季の最高気温は 30℃程度、冬季には最低気温が 0℃未	P6～7	千歳市は太平洋と日本海の気象の影響を受ける分岐点に位置しています。このため、梅雨や台風の影響が少なく、年間降水量は 1,000mm 程度で降雪量も道内では少ない地域です。 また、夏季の最高気温は 30℃程度、冬季には最低気温が 0℃未	現況に合わせて修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	満の冬日が続き、年間の平均気温は<u>7℃</u>程度で、内陸型のしのぎやすい気候となっています。 <u>表 1-2 気象データ(平成 22 年～令和元年)</u> <u>図 1-4 年ごとの降水量、気温の推移(平成 22 年～令和元年)</u>		満の冬日が続き、年間の平均気温は<u>8℃</u>程度で、内陸型のしのぎやすい気候となっています。 (図表の修正) <u>表 1-2 気象データ(平成 27 年～令和 6 年)</u> <u>図 1-4 年ごとの降水量、気温の推移(平成 27 年～令和 6 年)</u>	
P7	(3) 人口動態			
P7～8	<u>令和元年 10 月 1 日現在の総人口は、97,410 人であり、人口の推移は表 1-3 に示すとおりで、平成 26 年の総人口伸び率は少ないものの、10 年間増加傾向が続き、合計約 3,800 人増加しています。</u> <u>表 1-3 総人口の推移(平成 22 年度～令和元年度)</u> <u>図 1-5 総人口の推移(平成 22 年度～令和元年度)</u>	P7～8	<u>令和 6 年 10 月 1 日現在の総人口は、97,545 人であり、人口の推移は表 1-3 に示すとおりで、令和 2 年度をピークに増減を繰り返しながら推移しており令和 6 年度において 97,545 人となっています。</u> (図表の修正) <u>表 1-3 総人口の推移(平成 27 年度～令和 6 年度)</u> <u>図 1-5 総人口の推移(平成 27 年度～令和 6 年度)</u>	現況に合わせて修正。
P8	(4) 産業			
P8	<u>第 1 次産業及び第 2 次産業の従業者数は増加傾向にある一方、第 3 次産業の従業者数は増減を示しており、平成 26 年における産業別の割合は、第 1 次産業が 0.9%、第 2 次産業が 18.3%、第 3 次産業が 80.8%となっています。</u> <u>また、平成 26 年において、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業で全事業所数の約 46%、全従業者数の約 25%を占めています。</u> <u>表 1-4 産業別従業者数の推移</u>	P8	<u>産業別従業者数は、いずれの産業においても増加傾向となっています。令和 3 年における産業別の割合は、第 1 次産業が 1.3%、第 2 次産業が 17.8%、第 3 次産業が 80.9%となっています。</u> <u>また、令和 3 年において、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業で全事業所数の約 41%、全従業者数の約 22%を占めています。</u> (図表の修正) <u>表 1-4 産業別従業者数の推移</u>	現況に合わせて修正。
第 2 章 廃棄物処理の現状と課題				
P9	1 廃棄物処理の現状			
P11	(2) 廃棄物処理の流れ			
P11～12	家庭廃棄物の燃やせるごみ、事業系一般廃棄物の焼却対象ごみ及び破碎可燃物は、<u>焼却処理場</u>で処理しています。 また、家庭廃棄物の燃やせないごみ、大型ごみ及び事業系一般廃棄物の破碎対象ごみは、破碎処理場で処理しています。 焼却残渣、破碎残渣及び焼却処理又は破碎処理の困難なものは、埋立処分地で埋立処分しています。 家庭廃棄物のうち再生資源化物について、プラスチック製容器包装は、破碎処理場内で選別し、再資源化しています	P11～12	家庭廃棄物の燃やせるごみ、事業系一般廃棄物の焼却対象ごみ及び破碎可燃物は、<u>令和 6 年度から道央廃棄物処理組合の焼却施設</u>で処理しています。 また、家庭廃棄物の燃やせないごみ、大型ごみ及び事業系一般廃棄物の破碎対象ごみは、破碎処理場で処理しています。 焼却残渣、破碎残渣及び焼却処理又は破碎処理の困難なものは、埋立処分地で埋立処分しています。 家庭廃棄物のうち再生資源化物について、プラスチック製容器	道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴う修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	有害ごみは、市では処理できないため、専門処理業者によって無害化・再資源化しています。 4種資源物は、リサイクルセンターで選別し、再資源化しています。 使用済み小型家電、集団資源回収物及び民間資源回収物は、各処理業者が再資源化しています。 図 2-2 廃棄物処理の流れ（令和2年度）		包装は、破砕処理場内で選別し、再資源化しています 有害ごみは、市では処理できないため、専門処理業者によって無害化・再資源化しています。 4種資源物は、リサイクルセンターで選別し、再資源化しています。 使用済み小型家電、集団資源回収物及び民間資源回収物は、各処理業者が再資源化しています。 (図表の修正) 図 2-2 廃棄物処理の流れ（令和7年度）	
P13	(3) 廃棄物処理体制と処理方法			
P13	表 2-1 廃棄物処理体制と処理方法	P13	(図表の修正) 表 2-1 廃棄物処理体制と処理方法	道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴う処理体制の修正。
P14	(5) 中間処理施設			
P14	搬入された廃棄物は、焼却処理による減量化・衛生化・安定化、破砕処理による減容化、選別による再資源化を目的に各処理施設で中間処理を行っています。 <u>また、焼却処理に伴う廃熱は、環境センター内の暖房や給湯に利用されるほか、下水道の汚泥を乾燥させる施設であるスラッジセンターの熱源として循環的な利用を行っています。</u> <u>道央廃棄物処理組合の広域の焼却施設は、令和6年度に供用開始する計画です。</u> 表 2-2 中間処理施設の概要	P14	搬入された廃棄物は、焼却処理による減量化・衛生化・安定化、破砕処理による減容化、選別による再資源化を目的に各処理施設で中間処理を行っています。 <u>燃やせるごみについては、令和6年4月から道央廃棄物処理組合の焼却施設にて処理を行っており、ごみ焼却熱を利用して発電を行い、発電した電力は、施設内で使用するほか、余剰分は電力会社に売電しています。また、焼却処理に伴う余熱を活用してごみ搬入・搬出路、駐車場等のロードヒーティングを行っています。</u> (図表の修正) 表 2-2 中間処理施設の概要	道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴う修正。
P14	(6) 最終処分場			
P14	最終処分場は、廃棄物を埋め立てる埋立処分地と埋立処分地内の汚水を処理する排水処理場から構成されます。 昭和59年に供用開始した第1埋立処分地では、主に産業廃棄物の処分を行っています。 <u>平成18年11月に埋立を終了している第2埋立処分地については、嵩上げを実施し、平成28年4月から再供用し、破砕処理した不燃物・高分子、焼却処理後の燃えがら・ばいじん、破砕処理や焼却処理が困難な廃棄物などを処分しています。</u> <u>令和2年4月に埋立を終了している第3埋立処分地について</u>	P14	最終処分場は、廃棄物を埋め立てる埋立処分地と埋立処分地内の汚水を処理する排水処理場から構成されます。 昭和59年に供用開始した第1埋立処分地では、主に産業廃棄物の処分を行っています。 <u>平成7年に供用開始をした第2埋立処分地は、平成18年11月に埋立を終了し、一部嵩上げの実施後の平成28年4月から再供用し、現在は第3埋立処分地の運用との兼ね合いから休止をしています。</u> <u>平成17年に供用開始した第3埋立処分地は、令和2年4月に</u>	道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴う分別区分の変更による修正及び現況に合わせて修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	は、嵩上げを実施し、令和4年4月から再供用する計画です。 <u>表 2-3 埋立処分地の概要</u>		<u>埋立を終了し、嵩上げ実施後の令和4年4月より再供用をしています。</u> (図表の修正) <u>表 2-3 埋立処分地の概要</u>	
P15	(7) 廃棄物排出量の推移			
P15	<u>廃棄物排出量の推移は、平成 27 年度から令和元年度の実績を追加しています。</u>		(文章削除)	推計に用いた直近5年間の実績による文章の変更
P15	ア 廃棄物排出量			
P15	<u>家庭廃棄物の排出量は、平成 18 年 5 月の家庭廃棄物有料化により、平成 18 年度から平成 21 年度頃までは減少傾向にありましたが、平成 22 年度以降はほぼ横ばいの傾向にあります。</u> 一方、計画収集人口は、増加傾向にあります。 <u>事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、事業系一般廃棄物処理手数料や産業廃棄物処分費用の改定等により、やや減少傾向にあります。</u> <u>表 2-5 廃棄物排出量の推移</u> <u>図 2-3 廃棄物排出量の推移</u>	P15	<u>家庭廃棄物の排出量は、令和元年度頃まではほぼ横ばいの傾向でありましたが、令和2年度以降は減少傾向にあります。</u> 一方、計画収集人口は、増加傾向にあります。 <u>事業系一般廃棄物の排出量は、事業活動の増減に影響され、令和6年度は事業活動の活発化により、増加の傾向にあります。産業廃棄物の排出量は年度間で増減があるものの、やや減少傾向にあります。</u> (図表の修正) <u>表 2-5 廃棄物排出量の推移</u> <u>図 2-3 廃棄物排出量の推移</u>	推計に用いた直近5年間の実績に変更と実績に基づく文章の修正。
P16	イ 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量			
P16	<u>ここ数年は、ほぼ横ばいの傾向にあり、平成 26 年度の1人1日当たり排出量※ は、約 659g/人・日となっています。</u> <u>搬入区分別では、燃やせないごみが減少傾向にありますが、これは平成 23 年 10 月にプラスチック製容器包装の分別を開始したためであり、燃やせないごみとプラスチック製容器包装の合計排出量はほぼ横ばい傾向にあります。</u> <u>表 2-6 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量の推移</u> <u>図 2-4 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量の推移</u>	P16	<u>家庭廃棄物の1人1日当たり排出量は、令和3年度以降減少しており、令和6年度の1人1日当たり排出量は、約 609g/人・日となっています。</u> (図表の修正) <u>表 2-6 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量の推移</u> <u>図 2-4 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量の推移</u>	推計に用いた直近5年間の実績に変更と実績に基づく文章の修正。
P17	(8) 発生抑制の状況			
P17	イ 家庭廃棄物の有料化			
P17	平成 18 年 5 月から、廃棄物の発生抑制などの廃棄物処理に関する市民意識の向上を目的として、燃やせるごみと燃やせないごみを有料の指定ごみ袋により収集する家庭廃棄物の有料化を <u>継続し</u>	P17	平成 18 年 5 月から、廃棄物の発生抑制などの廃棄物処理に関する市民意識の向上を目的として、燃やせるごみと燃やせないごみを有料の指定ごみ袋により収集する家庭廃棄物の有料化を <u>開始</u>	文章修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	<u>て実施しています。</u> また、平成 23 年 10 月に収集を開始したプラスチック製容器包装についても、有料の指定ごみ袋としています。		<u>し、現在も継続しています。</u> また、平成 23 年 10 月に収集を開始したプラスチック製容器包装についても、有料の指定ごみ袋としています。	
P17	(9) リサイクルの状況			
P17～19	昭和 57 年度から新聞、雑誌、段ボール、紙パックなどの古紙類、空き缶、鉄くずなどの金属類、生きびんなどの集団資源回収を行っています。 さらに平成 13 年度から 4 種資源物として容器包装リサイクル法の対象品目の一部をステーション収集しており、平成 23 年 10 月には、プラスチック製容器包装のステーション収集を開始、平成 26 年度から使用済み小型家電の無料拠点回収を実施しています。<u>また、平成 18 年度から事業系資源物の無料受入を試験的に実施していましたが、民間ルートの活用が進んでいることから、平成 24 年度に試験受入を終了しました。</u> これらの取組により、表 2-7 に示す 18 品目の資源物を回収しています。 なお、プラスチック製容器包装の指定ごみ袋の価格は、燃やせるごみ及び燃やせないごみの半額となっており、資源物であるプラスチック製容器包装の積極的な分別に寄与しています。 <u>令和元年度の総再資源化量は、約 5,800t/年、リサイクル率は 15.1%となっています。</u> <u>表 2-7 資源物の分別状況</u> <u>表 2-8 資源物の排出量の推移</u> <u>図 2-5 再生資源排出量及びリサイクル率の推移</u>	P17～19	昭和 57 年度から新聞、雑誌、段ボール、紙パックなどの古紙類、空き缶、鉄くずなどの金属類、生きびんなどの集団資源回収を行っています。 さらに平成 13 年度から 4 種資源物として容器包装リサイクル法の対象品目の一部をステーション収集しており、平成 23 年 10 月には、プラスチック製容器包装のステーション収集を開始、平成 26 年度から使用済み小型家電の無料拠点回収を実施しています。 これらの取組により、表 2-7 に示す 18 品目の資源物を回収しています。 なお、プラスチック製容器包装の指定ごみ袋の価格は、燃やせるごみ及び燃やせないごみの半額となっており、資源物であるプラスチック製容器包装の積極的な分別に寄与しています。 <u>令和 6 年度の総再資源化量は、約 10,500t/年、リサイクル率は 26.0%となっています。</u> (図表の修正) <u>表 2-7 資源物の分別状況</u> <u>表 2-8 資源物の排出量の推移</u> <u>図 2-5 再生資源排出量及びリサイクル率の推移</u>	現況に合わせて修正。 直近 5 年間の実績に変更と実績に基づく文章の修正。
P19	(10) 不法投棄・不適正排出の状況			
P19	<u>表 2-9 不法投棄・不適正排出の発生状況</u>	P19	(図表の修正) <u>表 2-9 不法投棄・不適正排出の発生状況</u>	直近 5 年間の実績に変更。
P19	(11) 廃棄物処理費用の推移			
P19～20	<u>廃棄物処理に係る費用は、令和元年度で約 3 万 8 千 t/年の廃棄物を約 16 億円かけて処理していることから、市民 1 人当たり</u> <u>に換算すると約 1 万 7 千円になります。</u> この費用は、ごみステーションからの収集運搬費用、廃棄物処理(破碎処理、焼却処理、埋立処分)費用及び再資源化費用の合計となります。 <u>表 2-10 廃棄物処理費用の推移</u>	P19～20	<u>廃棄物処理に係る費用は、令和 6 年度で約 4 万 1 千 t/年の廃棄物を約 18 億円かけて処理していることから、市民 1 人当たり</u> <u>に換算すると約 1 万 9 千円になります。</u> この費用は、ごみステーションからの収集運搬費用、廃棄物処理(破碎処理、焼却処理、埋立処分)費用及び再資源化費用の合計となります。 (図表の修正)	直近 5 年間の実績に変更と実績に基づく文章の修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	図 2-6 廃棄物処理費用の推移		表 2-10 廃棄物処理費用の推移 図 2-6 廃棄物処理費用の推移	
P20	(13) 災害廃棄物への対応			
P20	国は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、「災害廃棄物対策指針」を平成 26 年 3 月に策定し、その後平成 30 年 3 月に改定しています。 災害廃棄物の処理に当たっては、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であることから、国の策定した「災害廃棄物対策指針」に沿って、「千歳市災害廃棄物処理計画」を平成 28 年度に策定しています。	P20	国は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、「災害廃棄物対策指針」を平成 26 年 3 月に策定し、その後平成 30 年 3 月に改定しています。 災害廃棄物の処理に当たっては、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であることから、国の策定した「災害廃棄物対策指針」に沿って、「千歳市災害廃棄物処理計画」を平成 28 年度に策定し、令和 5 年 12 月 31 日一部変更しています。	現況に合わせて修正。
P21	2 廃棄物処理の課題			
P21	(1) 廃棄物の発生抑制の課題			
P21	平成 18 年 5 月から実施した家庭廃棄物の有料化等の施策を行うことにより、<u>家庭廃棄物の発生抑制を図っていますが、人口の増加や経済の回復、生活様式の多様化等から、家庭廃棄物排出量は横ばい傾向にあり、廃棄物の減量化や分別再資源化に向けての対策の徹底が必要となります。</u> また、循環型社会構築の推進者として、市民意識の改革や次世代を担う子供たちへの環境教育を行うなど、市民・事業者・市が協働して廃棄物の発生抑制に努めていく必要があります。 市民や事業者などの消費者は、排出者責任の考え方にに基づき、ノーレジ袋運動や過剰包装の辞退、グリーン購入や環境に配慮した店舗の選択、分別排出などの取組を徹底し、事業者などの生産者は、拡大生産者責任の考え方にに基づき、リサイクルや処理しやすいような製品の設計・表示を行い、循環資源や再生品を原材料とした製造を行うなどの取組が必要となります。	P21	平成 18 年 5 月から実施した家庭廃棄物の有料化等の施策を行うことにより、<u>近年では家庭廃棄物排出量は減少傾向にあり、家庭廃棄物の発生抑制が図られています。一方、事業系一般廃棄物については増加傾向にあり、減量化や分別再資源化に向けて分別徹底等の対策が必要となります。</u> また、循環型社会構築の推進者として、市民意識の改革や次世代を担う子供たちへの環境教育を行うなど、市民・事業者・市が協働して廃棄物の発生抑制に努めていく必要があります。 市民や事業者などの消費者は、排出者責任の考え方にに基づき、ノーレジ袋運動や過剰包装の辞退、グリーン購入や環境に配慮した店舗の選択、分別排出などの取組を徹底し、事業者などの生産者は、拡大生産者責任の考え方にに基づき、リサイクルや処理しやすいような製品の設計・表示を行い、循環資源や再生品を原材料とした製造を行うなどの取組が必要となります。	実績に基づき文章を修正。
P21	(2) 廃棄物の分別・リサイクルの課題			
P21	ア 適正分別・再資源化取組の普及啓発			
P21～22	平成 27 年度から令和元年度の分別排出調査結果の平均では、燃やせるごみには、4 種資源物やプラスチック製容器包装などの資源物が約 15%混入しています。 燃やせないごみには、4 種資源物やプラスチック製容器包装などの資源物が、<u>汚れているなどの理由から再資源化できないもの</u>	P21～22	令和 6 年度の分別排出調査結果では、<u>家庭廃棄物の燃やせるごみ</u>には、4 種資源物やプラスチック製容器包装などの資源物が約 9%混入しています。 燃やせないごみには、4 種資源物やプラスチック製容器包装などの資源物が、約 39%混入しています。	現況に合わせて修正。 実績に基づき文章の修正と令和 6 年

変更前		変更後		変更理由(内容)
	を含み約 56%混入しています。 <u>また、事業系一般廃棄物の焼却対象ごみ、破碎対象ごみのいずれにも、資源物となる動植物性残渣、木くず、金属くずが含まれています。</u> <u>図 2-7 分別排出調査結果(平成 27 年度～令和元年度平均重量比)</u>		<u>また、令和 6 年度の事業系一般廃棄物分別調査の結果より、事業系一般廃棄物（破碎対象ごみ）に適した廃棄物の搬入割合は 26.6%、不適合とされる廃棄物の搬入割合は 73.4%となっており、不適合とされる廃棄物の割合が高い状況となっていることがわかっています。</u> <u>市民や事業者に対し、適正分別・再資源化に向けた取組を推進する必要があります。</u> (図表の修正) <u>図 2-7 分別排出調査結果(令和 6 年度 重量比)</u>	度を実施した事業系一般廃棄物の分別調査について記載
P22	イ リサイクル目標の実績			
P22	本市のリサイクル率については、19 ページの図 2-5 に示すように <u>15%台で推移しており、ほぼ横ばい傾向にあります。</u> リサイクル率については、中間目標年次である令和 2 年度の数値目標の達成が難しい状況にあります。組成分析調査結果から、ごみとして処理するものの中に混入している資源物を適正に再資源化した場合にリサイクル率の向上が期待できるほか、事業系一般廃棄物のうち現状で市が把握できていない民間処理施設における再資源化量を把握し、リサイクル率に反映した場合にリサイクル率の向上が期待できることから、引き続き<u>現行の数値目標に基づく</u>施策の取組を進める必要があります。	P22	本市のリサイクル率については、19 ページの図 2-5 に示すように<u>令和 2 年度以降、約 25%前後で推移しています。</u> リサイクル率については、計画目標年次である令和 12 年度の数値目標を達成していますが、組成分析調査結果から、ごみとして処理するものの中に混入している資源物を適正に再資源化した場合にリサイクル率の向上が期待できることから、引き続き施策の取組を進める必要があります。	実績に基づき文章を修正。
P23	(3) 収集運搬体制の課題			
P23	ア 不法投棄			
P23	不法投棄は<u>横ばい傾向にあるため</u>、不法投棄は犯罪であることを市民に周知し、理解と協力を求めるとともに、排出者への指導、不法投棄防止看板及びのぼりの設置、パトロール強化などを徹底し、不法投棄を防止することが必要となります。	P23	不法投棄は<u>令和 6 年度において減少していますが</u>、不法投棄は犯罪であることを市民に周知し、理解と協力を求めるとともに、排出者への指導、不法投棄防止看板及びのぼりの設置、パトロール強化などを徹底し、不法投棄を防止することが必要となります。	実績に基づき文章を修正。
P23	(4) 廃棄物処理施設の課題			
P23	<u>ア 焼却処理場～ウ リサイクルセンター</u>	P23	<u>ア 中間処理施設</u>	中間処理施設として統合
P23	<u>(省略)</u>	P23	<u>破碎処理場とリサイクルセンターの施設延命化を図るため、適正な維持管理を行っていく必要があります。</u> <u>小動物焼却処理場については、平成 6 年に稼働開始して以来 31 年が経過しており、老朽化が進んでいます。道央廃棄物処理組合焼却施設では小動物の焼却処理を行っていることから、今後の運用については検討する必要があります。</u>	千歳市焼却処理場の廃止に伴い、文章を整理。 老朽化している小動物焼却処理場を追加。
P24	エ 最終処分場	P23	イ 最終処分場	

変更前		変更後		変更理由(内容)
P24	<u>過去の実績値をもとに算定した埋立処分量から、主に産業廃棄物を受け入れている第1埋立処分地は令和5年度頃、主に一般廃棄物を受け入れている第2埋立処分地は令和13年度頃に埋立終了となる見込みです。</u> <u>第3埋立処分地は、令和2年4月に埋立終了し、令和2年度から2か年で嵩上げ工事を実施し、令和4年度に供用開始する予定です。</u> また、排水処理場に関しては、埋立終了後においても、埋立処分地が安定するまで汚水処理が求められることから、長期の供用に向けた適切な維持管理を行う必要があります。	P23	<u>令和6年時点の残余容量から、第1埋立処分地から第3埋立処分地まで合わせて令和12年度頃までの運用が可能と見込まれています。また、道央廃棄物処理組合においては2市4町が共同で使用する最終処分場の建設を道央廃棄物処理組合の事業として実施することとしており、現在令和16年度供用開始に向けて最終処分場の候補地選定事業を進めています。</u> <u>したがって、本市の埋立処分地については令和16年度頃まで運用できるよう対策を講じる必要があります。</u> また、排水処理場に関しては、埋立終了後においても、埋立廃棄物が安定するまで汚水処理が求められることから、長期の供用に向けた適切な維持管理を行う必要があります。	文章の整理と道央廃棄物処理組合の広域化を踏まえた文章の修正
P24	(5) 産業廃棄物の課題			
P24	市内で発生する産業廃棄物については、<u>今後の受入態勢や受入品目など</u>、産業廃棄物の受入に関して見直していく必要があります。	P24	<u>近年、市内で発生する産業廃棄物のうち市が処分している産業廃棄物については減少傾向にあります。本市の最終処分場については令和16年度頃まで運用できるように対策を講じる必要があることから、既存の民間産業廃棄物処理施設の活用を促進するなど、産業廃棄物の受入に関して見直していく必要があります。</u>	最終処分場の課題を踏まえ文章を修正。
	<u>(記載なし)</u>	P24	(8) その他の課題	
		P24	<u>国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、「太陽光パネル」などの廃棄・処理に関する目標が挙げられていることから、今後の国の動向に注視していく必要があります。</u>	国の計画を踏まえ今後の課題となり得るものについて追加。
第3章 廃棄物処理の基本目標・方針				
P27	1 廃棄物処理の基本目標	P25	1 廃棄物処理の基本目標	
P27	経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルは、自然環境負荷の増大、地球温暖化、天然資源の枯渇、物質循環の阻害など、地球規模の環境問題を招いてきました。 本市は、国立公園支笏湖や名水百選に認定された「ナイベツ川湧水」など豊富な自然環境を有する都市です。こうした豊かな自然環境を保全し次世代へ引き継ぐことが私たちの責務といえます。 そのため、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の構築を目指して、廃棄物の発生抑制、適正なリサイクルの推進、環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理の推進に取り組んできました。この結果、市民・事業者・市の協働による廃棄物総排出量の減量、リサイクル体制の充実、埋立処分量の減量などの効果が得られています。	P25	経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルは、自然環境負荷の増大、地球温暖化、天然資源の枯渇、物質循環の阻害など、地球規模の環境問題を招いてきました。 本市は、国立公園支笏湖や名水百選に認定された「ナイベツ川湧水」など豊富な自然環境を有する都市です。こうした豊かな自然環境を保全し次世代へ引き継ぐことが私たちの責務といえます。 そのため、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の構築を目指して、廃棄物の発生抑制、適正なリサイクルの推進、環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理の推進に取り組んできました。この結果、市民・事業者・市の協働による廃棄物総排出量の減量、リサイクル体制の充実、埋立処分量の減量などの効果が得られています。	国の計画に合わせて修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	近年、国では、量だけではなく質にも着目した循環型社会の構築に向けて、3Rのうちリサイクル(再生利用)よりも優先すべき2R(発生抑制、再使用)の取組を重点的に推進するほか、「循環型社会」に加え、温室効果ガスの大量排出を抑える「低炭素社会」、そして自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築を統合的に取り組むために、リサイクル原料活用によるエネルギー消費抑制、廃棄物エネルギーの積極的利用による化石燃料使用の削減、農林漁村におけるバイオマス資源を活用した産業創出等を推進しています。また、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模で循環を図る地域循環圏の構築を推進しています。 今後も、市民・事業者・市が適切な役割分担のもとで相互に連携・協働するとともに、国の取組を推進し、快適で住みよい生活環境を維持し、良好な環境を次世代に引き継いでいくために、「地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会の構築」を基本目標とします。		近年、国では、量だけではなく質にも着目した循環型社会の構築に向けて、3Rのうちリサイクル(再生利用)よりも優先すべき2R(発生抑制、再使用)の取組を重点的に推進するほか、「循環型社会」に加え、温室効果ガスの大量排出を抑える「脱炭素社会」、そして自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築を統合的に取り組むために、リサイクル原料活用によるエネルギー消費抑制、廃棄物エネルギーの積極的利用による化石燃料使用の削減、農林漁村におけるバイオマス資源を活用した産業創出等を推進しています。また、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模で循環を図る地域循環圏の構築を推進しています。 今後も、市民・事業者・市が適切な役割分担のもとで相互に連携・協働するとともに、国の取組を推進し、快適で住みよい生活環境を維持し、良好な環境を次世代に引き継いでいくために、「地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会の構築」を基本目標とします。	
P31	4 計画目標	P29	4 計画目標	
P31	(1) 数値目標	P29	(1) 数値目標	
P31～33	本計画では、廃棄物の減量目標、リサイクル目標及び埋立処分量の減量目標の3つの計画目標を掲げて取り組みます。 ① 廃棄物の減量目標 排出される廃棄物の量を令和12年度までに平成14年度の実績に比べ23%以上減量します。 廃棄物全体の排出量として、令和12年度までに平成14年度実績に比べ23.7%の減量することを目標とします。 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量は、令和元年度の実績が652g/人・日であることから、令和12年度までに約37gの減量が必要となります。 <u>(約37gは、単2形の乾電池で2個分、1リットルの空きペットボトルで1本分、1円玉で37枚分に相当します。)</u> <u>表 3-1 廃棄物排出量・減量率の目標値</u> <u>図 3-1 廃棄物排出量の目標値</u> <u>表 3-2 廃棄物の1人1日当たり排出量・減量率の目標値</u>	P29～31	本計画では、廃棄物の減量目標、リサイクル目標及び埋立処分量の減量目標の3つの計画目標を掲げて取り組みます。 ① 廃棄物の減量目標 排出される廃棄物の量を令和12年度までに平成14年度の実績に比べ20%以上減量します。 廃棄物全体の排出量として、令和12年度までに平成14年度実績に比べ20.8%の減量することを目標とします。 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量は、令和6年度の実績が609g/人・日であり、令和12年度目標を達成しており、引き続き廃棄物排出抑制に関する取組を推進します。 (図表の修正) <u>表 3-1 廃棄物排出量・減量率の目標値</u> <u>図 3-1 廃棄物排出量の目標値</u> <u>表 3-2 廃棄物の1人1日当たり排出量・減量率の目標値</u> ② リサイクル目標	現況に合わせて修正。 令和2年度目標を令和6年度実績に差し替え、将来人口推計の見直しに合わせて令和7年度及び令和12年度目標を修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	② リサイクル目標 リサイクル率を令和 12 年度までに平成 14 年度の実績に比べ 5 ポイント以上引き上げ 20%以上とします。 天然資源の浪費を抑制し、環境負荷を軽減するため、燃やせるごみ・燃やせないごみに混入している資源物の分別促進や集団資源回収の促進等により、排出された廃棄物を中間処理施設で再資源化するようリサイクル目標を設定します。 なお、事業系一般廃棄物については、民間処理施設による再資源化ルートを活用したリサイクルを促進することとしています。 表 3-3 リサイクル率の目標値 ③ 埋立処分量の減量目標 埋立処分する量を令和 12 年度までに平成 14 年度の実績に比べ 67%以上減量します。 廃棄物の減量やリサイクルの推進、適切な廃棄物処理システムの推進などにより、埋立処分量をできる限り減らし、埋立処分地の延命化を図るよう目標を設定します。 表 3-4 埋立処分量の目標値		リサイクル率を令和 12 年度までに平成 14 年度の実績に比べ 5 ポイント以上引き上げ 18%以上とします。 天然資源の浪費を抑制し、環境負荷を軽減するため、燃やせるごみ・燃やせないごみに混入している資源物の分別促進や集団資源回収の促進等により、排出された廃棄物を中間処理施設で再資源化するようリサイクル目標を設定します。 なお、事業系一般廃棄物については、民間処理施設による再資源化ルートを活用したリサイクルを促進することとしています。 リサイクル率は、令和 6 年度の実績が 26.0%であり、令和 12 年度目標を達成していますが、引き続き再資源化の取組を推進しリサイクル率の維持・向上を図ります。 (図表の修正) 表 3-3 リサイクル率の目標値 ③ 埋立処分量の減量目標 埋立処分する量を令和 12 年度までに平成 14 年度の実績に比べ 63%以上減量します。 廃棄物の減量やリサイクルの推進、適切な廃棄物処理システムの推進などにより、埋立処分量をできる限り減らし、埋立処分地の延命化を図ります。 令和 6 年度の廃棄物埋立処分量は中間目標値を達成しており、引き続き埋立処分量の減量を推進します。 (図表の修正) 表 3-4 埋立処分量の目標値	
第 4 章 循環型社会の構築のための施策				
(全体)	<u>(スケジュール表)</u>	(全体)	(図表の修正) <u>(スケジュール表)</u>	現況に合わせて修正。
P35	1 発生抑制・再使用の施策	P33	1 発生抑制・再使用の施策	
P35	(1) 循環型社会の構築に向けた教育の推進	P33	(1) 循環型社会の構築に向けた教育の推進	
P35	(該当箇所以外省略) ○広報紙やインターネット等を活用して、廃棄物の分別排出方法など、必要な情報の発信を行い、日常的な啓発に努めます。	P33	(該当箇所以外省略) ○広報紙やホームページのほか、SNS等を活用して、廃棄物の分別排出方法など、必要な情報の発信を行い、日常的な啓発に努めます。	現況に合わせて修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
P36	(3) 生ごみの堆肥化・減量化の推進	P34	(3) 生ごみの堆肥化・減量化の推進	現況に合わせて修正。
P36	(該当箇所以外省略) <u>平成 27 年度から令和元年度の分別排出調査では、燃やせるごみに生ごみ(厨芥)が 38.5%含まれており、年間の燃やせるごみのうち、生ごみは約 5,200t/年と推定されます。</u>このことから、家庭から排出される生ごみの堆肥化推進と市民の廃棄物減量意識の向上のため、生ごみ処理機及びコンポスト等の購入費助成と、各家庭で容易に取り組める段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの普及を推進していきます。 <u>○小学校等に段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットを提供するなど、循環型社会を身近に感じ、また学校などで学び、家庭で実践することで、継続的な取組が行えるような学習の機会を提供します。</u> ○生ごみ発生の大きな要因の一つとなっている食べ残しを出来るだけ少なくするため、買い過ぎや作り過ぎを減らし、残った調理くずは水切りを徹底するなど、家庭における生ごみを減らす取組を広報紙・ホームページ等に掲載し、生ごみの減量化の普及啓発を推進します。	P34	(該当箇所以外省略) <u>令和 6 年度の分別排出調査によると、燃やせるごみに生ごみが 21.7%含まれていることから、年間の燃やせるごみには約 3,000t/年の生ごみが排出されていると推定されます。</u>このことから、家庭から排出される生ごみの堆肥化推進と市民の廃棄物減量意識の向上のため、生ごみ処理機及びコンポスト等の購入費助成と、各家庭で容易に取り組める段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの普及を推進していきます。 <u>(削除)</u> ○生ごみ発生の大きな要因の一つとなっている食べ残しを出来るだけ少なくするため、買い過ぎや作り過ぎを減らし、残った調理くずは水切りを徹底するなど、家庭における生ごみを減らす取組を広報紙・ホームページのほか、SNS等に掲載し、生ごみの減量化の普及啓発を推進します。	
P37	(4) ノーレジ袋運動の支援	P35	(4) ノーレジ袋運動の支援	取組みに合わせて修正。
P37	ノーレジ袋運動は、廃棄物の発生抑制・環境負荷の低減・環境に対する意識の向上などを目的とし、消費者と販売店が一体となって取り組むことができる身近な活動といえます。 千歳市内でノーレジ袋運動に取り組んでいる協定店は、現在 7 店舗となっていますが、買物袋の持参や、不要なレジ袋をもらわないことを市民に広く啓発するため、ちとせ消費者まつりなどのイベントでのマイバッグの配布や、千歳消費者協会と協働してレジ袋削減に向けた店頭啓発を継続します。	P35	ノーレジ袋運動は、廃棄物の発生抑制・環境負荷の低減・環境に対する意識の向上などを目的とし、消費者と販売店が一体となって取り組むことができる身近な活動といえます。 千歳市内でノーレジ袋運動に取り組んでいる協定店は、現在 7 店舗となっていますが、買物袋の持参や、不要なレジ袋をもらわないことを市民に広く啓発するため、ちとせ消費者まつりなどのイベントでのマイバッグの配布や啓発用ポケットティッシュの配布、千歳消費者協会と協働してレジ袋削減に向けた啓発を継続します。	
P37	(5) エコ商店認証制度の取組	P35	(5) エコ商店認証制度の取組	現況に合わせて修正。
P37	家庭から出る廃棄物の減量化を図るためには、販売店・小売店の理解、協力が不可欠です。このことから、市では千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、地球環境に配慮した再生品やエコマーク商品の積極的な販売や包装の簡素化など、廃棄物減量化・再資源化の推進に取り組んでいる小売店等をエコ商店として認証しています。 令和 <u>2</u> 年 4 月 1 日現在、<u>97</u> 店舗がエコ商店に認証されており、	P35	家庭から出る廃棄物の減量化を図るためには、販売店・小売店の理解、協力が不可欠です。このことから、市では千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、地球環境に配慮した再生品やエコマーク商品の積極的な販売や包装の簡素化など、廃棄物減量化・再資源化の推進に取り組んでいる小売店等をエコ商店として認証しています。 令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日現在、<u>89</u> 店舗がエコ商店に認証されており、	

変更前		変更後		変更理由(内容)
	その取組内容などについて広報紙・ホームページ等で紹介し、再生品やエコマーク商品の購入促進と3Rの推進に努めるとともに、今後もエコ商店の拡大を推進します。		その取組内容などについて広報紙・ホームページ等で紹介し、再生品やエコマーク商品の購入促進と3Rの推進に努めるとともに、今後もエコ商店の拡大を推進します。	
P37	(6) 再使用の推進	P35	(6) 再使用の推進	
P37	○広報紙・ホームページ等を通じて、長期間使用できる商品(繰り返し使えるもの、耐久性が良いもの、修理が容易なもの)やリペア(修理)サービス、リース及びレンタルサービスの活用など、再使用の推進を普及啓発します。 ○公共施設等で取り組んでいる洗い箸等のリユース商品の利用促進を継続するとともに、対象事業所の拡大に努め、市民のリユース商品の活用につながる啓発を推進します。	P35	○広報紙・ホームページのほかに、SNS等を通じて、長期間使用できる商品(繰り返し使えるもの、耐久性が良いもの、修理が容易なもの)やリペア(修理)サービス、リース及びレンタルサービスの活用など、再使用の推進を普及啓発します。 ○公共施設等で取り組んでいる洗い箸等のリユース商品の利用促進を継続するとともに、対象事業所の拡大に努め、市民のリユース商品の活用につながる啓発を推進します。	現況に合わせて修正。
P37	(7) 大型ごみの再使用の推進	P35	(7) 大型ごみの再使用の推進	
P37	大型ごみを修理し、リサイクルフェスティバル等で無償で提供するなど、資源の有効活用を図り、大型ごみの再使用を推進します。	P35	大型ごみを修理し、リサイクルフェスティバル等で無償提供するなど、資源の有効活用を図り、大型ごみの再使用を推進します。	文章修正。
P38	2 再生利用の施策	P36	2 再生利用の施策	
P38	(1) 再生利用品の使用の推進	P36	(1) 再生利用品の使用の推進	
P38	広報紙・ホームページ等を通じて、リサイクルが容易な商品の紹介など、再生利用品の使用推進を普及啓発します。 また、リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつり等のイベント時に使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、使用済みペットボトルを再生利用したペットボトルの展示を行います。	P36	広報紙・ホームページ等を通じて、リサイクルが容易な商品の紹介など、再生利用品の使用推進を普及啓発します。 <u>市では、令和5年2月に「持続可能な循環型社会の形成」と「脱炭素社会の実現」を図ることを目的にサントリーグループと協定を締結し、令和5年4月から家庭から収集した使用済みペットボトルを再びペットボトルにリサイクルする「水平リサイクル」を開始しています。</u> また、リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつり等のイベント時に使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、使用済みペットボトルを再生利用したペットボトルの展示を行います。	新たな取組みを追加。
P38	(3) 資源回収拠点の拡大	P36	(3) 資源回収拠点の拡大	
P38	現在、 <u>コミュニティセンターや総合福祉センター等で、使用済み小型家電や民間資源回収物の回収を実施</u> しています。 今後も、多くの市民が資源を出しやすく、かつ品質の高い資源を効率的に回収できる環境を整備するため、公共施設等での回収のほか、市民が自主的に資源物を持ち込める回収拠点づくりに努めます。	P36	現在、 <u>使用済み小型家電や民間資源回収物の回収をコミュニティセンターや総合福祉センター等で実施</u> しています。 今後も、多くの市民が資源を出しやすく、かつ品質の高い資源を効率的に回収できる環境を整備するため、公共施設等での回収のほか、市民が自主的に資源物を持ち込める回収拠点づくりに努めます。	文章修正。
P39	(4) 集団資源回収システムの継続	P37	(4) 集団資源回収システムの継続	

変更前		変更後		変更理由(内容)
P39	平成 24 年 10 月から、集団資源回収の方式を、還元金方式から奨励金方式に移行した結果、回収に参加する団体の登録数が毎年増加しています。また、回収方法も登録市民協力団体と公益財団法人ちとせ環境と緑の財団に登録している回収業者との契約により、資源物の土曜日・日曜日の回収や戸別回収なども可能になっています。 今後も、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団と連携し、事業の安定した運用に努めていきます。	P37	平成 24 年 10 月から、集団資源回収の方式を、還元金方式から奨励金方式に移行し、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団は、資源回収量に応じて奨励金を交付することで、地域活動を支援しています。各家庭から排出される資源物を自発的に集め、契約業者に引き渡すリサイクルに市内の町内会等の団体が参加しています。 今後も、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団と連携し、事業の安定した運用に努めていきます。	文章修正。
P39	(5) リサイクル取組団体等への支援	P37	(5) リサイクル取組団体等への支援	
P39	割り箸・古衣料・家庭用廃食用油・ペットボトルのキャップ・紙パックなどのリサイクルに取り組んでいる市民団体等と連携し、3Rの推進に向けた活動内容やイベント等を、広報紙・ホームページなどを通じて広く市民に周知し、市民団体等の取組を支援するとともに、市民のリサイクル意識の向上に努めます。	P37	割り箸・古衣料・家庭用廃食用油・ペットボトルのキャップ・紙パックなどのリサイクルに取り組んでいる市民団体等と連携し、3Rの推進に向けた活動内容やイベント等を、広報紙・ホームページのほか、SNS 等を通じて広く市民に周知し、市民団体等の取組を支援するとともに、市民のリサイクル意識の向上に努めます。	文章修正。
P39	(6) 資源の適正分別の推進	P37	(6) 資源の適正分別の推進	
P39	平成 23 年 10 月に分別収集を開始したプラスチック製容器包装は、燃やせないごみなどの不純物が多く混入した状態で分別排出されている状況です。また、プラスチック製容器包装や 4 種資源物の、燃やせないごみへの混入も見受けられます。リサイクルのさらなる推進のために、市民に対して資源の適正な分別排出方法の理解と周知の徹底が必要です。 今後、広報紙やインターネット等を活用して、廃棄物の分別排出方法など必要な情報の発信を行い、適正分別排出の徹底を普及啓発していきます。	P37	分別排出調査より、プラスチック製容器包装や 4 種資源物の燃やせるごみや燃やせないごみへの混入が見受けられます。リサイクルのさらなる推進のために、市民に対して資源の適正な分別排出方法の理解と周知の徹底が必要です。 今後、広報紙やホームページのほか、SNS 等を活用して、廃棄物の分別排出方法など必要な情報の発信を行い、適正分別排出の徹底を普及啓発していきます。	現況に合わせて修正。
P40	3 熱回収の施策	P38	3 熱回収の施策	
P40	(1) 廃熱利用の継続	P38	(1) 廃熱利用の継続	
P40	循環型社会推進基本法では、発生抑制・再使用・再生利用を図った上で、排出される廃棄物のうち、焼却可能なものは、サーマルリサイクルとして熱回収することとしています。 現在、焼却処理場では、焼却熱を廃熱ボイラーで回収しており、構内の給湯・暖房に利用しているほか、平成 14 年度からは下水道の汚泥処理施設へ熱供給を行っています。 令和 6 年度以降は、広域の焼却施設において、廃棄物焼却に伴う熱エネルギーの回収と有効利用を継続し、地球環境に与える負荷の低減を図っていきます。	P38	循環型社会形成推進基本法では、発生抑制・再使用・再生利用を図った上で、排出される廃棄物のうち、焼却可能なものは、サーマルリサイクルとして熱回収することとしています。 令和 6 年度から稼働を開始した道央廃棄物処理組合焼却施設において、廃棄物焼却に伴う熱エネルギーを回収し、発電及びごみ搬入・搬出路、駐車場等のロードヒーティングを行っています。焼却施設の広域化により発電が可能となり、脱炭素社会の実現に寄与していることから、これらを継続し地球環境に与える負荷低減を図ります。	道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に合わせて修正。
P41	4 適正処理の施策	P39	4 適正処理の施策	
P41	(1) 廃棄物搬入時の指導強化	P39	(1) 廃棄物搬入時の指導強化	

変更前		変更後		変更理由(内容)
P41	ア 搬入時の指導強化	P39	ア 搬入時の指導強化	
P41	廃棄物の適切な分別排出が適正処理につながるため、搬入時に、廃棄物の種類・内容物等の確認作業を強化し、不適物の排除に努めます。 ○各処理施設において、適正搬入の指導を継続するとともに、構内巡視の強化や破砕処理場内のダンピングボックスにおける搬入物の展開検査を実施し、分別の徹底を図ります。 ○不適正排出は、廃棄物処理の過程において爆発などが発生したり、施設の稼働停止につながるケースがあることから、市民・事業者に対し分別の徹底について啓発活動を強化します。 ○不適正排出物が多い事業者については、搬入物の調査により分別状況を把握し、排出事業者に対する適正な分別排出と収集運搬業者に対する適正な搬入の徹底を指導します。	P39	廃棄物の適切な分別排出が適正処理につながるため、搬入時に、廃棄物の種類・内容物等の確認作業を強化し、不適物の排除に努めます。 ○<u>計量所及び</u>各処理施設において、適正搬入の指導を継続するとともに、構内巡視の強化や破砕処理場内のダンピングボックスにおける搬入物の展開検査を実施し、分別の徹底を図ります。 ○不適正排出は、廃棄物処理の過程において爆発などが発生したり、施設の稼働停止につながるケースがあることから、市民・事業者に対し分別の徹底について啓発活動を強化します。 ○不適正排出物が多い事業者については、搬入物の調査により分別状況を把握し、排出事業者に対する適正な分別排出と収集運搬業者に対する適正な搬入の徹底を指導します。	現況に合わせて修正。
P41	イ マニフェストの適正運用の推進	P39	イ マニフェストの適正運用の推進	
P41	<u>産業廃棄物は、マニフェストにより発生から埋立処分までの処理過程を一元管理することが義務付けられています。</u> 排出事業者及び処理業者においてマニフェストの適正な運用を励行するよう指導します。	P39	<u>産業廃棄物の発生から埋立処分までの処理過程を透明化し一元管理するためマニフェストを推進します。また、</u> 排出事業者及び処理業者においてマニフェストの適正な運用を励行するよう指導します。	現況に合わせて修正。
P42	(3) 安全で効率的な施設運営の推進	P40	(3) 安全で効率的な施設運営の推進	
P42	○廃棄物処理施設の運転管理業務については、安全で安心できる施設運営と、専門的知識・民間の技術力を活用する効率的な施設運営及び廃棄物処理費用の抑制を目的とし、平成24年度から、焼却処理場・破砕処理場・最終処分場・リサイクルセンター・計量所の運転管理を一括して民間委託しており、今後も、安全で効率的な施設運営を継続して推進します。 ○地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法令に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の規制を遵守します。 ○廃棄物処理施設の機器補修や更新時においては、温室効果ガスの排出量削減を目指した設備・機器の選定に努めます。	P40	○廃棄物処理施設の運転管理業務については、安全で安心できる施設運営と、専門的知識・民間の技術力を活用する効率的な施設運営及び廃棄物処理費用の抑制を目的とし、平成24年度から、焼却処理場・破砕処理場・最終処分場・リサイクルセンター・計量所の運転管理を一括して民間委託しています。<u>令和6年3月31日稼働停止した焼却処理場を除き、今後も、安全で効率的な施設運営を継続して推進します（なお、計量所は令和7年1月に既存の建物を廃止・破砕処理場内に移転しています。）。</u> ○地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法令に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の規制を遵守します。 ○廃棄物処理施設の機器補修や更新時においては、温室効果ガスの排出量削減を目指した設備・機器の選定に努めます。	現況に合わせて修正。
P42	(4) 廃棄物処理の広域化	P40	(4) 廃棄物処理の広域化	
P42	<u>道央廃棄物処理組合が策定した「ごみ処理広域化基本計画」で</u>	P40	<u>令和6年度から道央廃棄物処理組合焼却施設を稼働しており、</u>	道央廃棄物処理組

変更前		変更後		変更理由(内容)
	は、焼却施設の基本方針として、本市の現焼却施設の更新時期を踏まえ、令和6年度から広域の焼却施設を稼働する計画としています。 今後は、広域の焼却施設の稼働に向けて、組合を構成している関係市町とともに連携・協力して円滑に事業を推進する必要があります。 その他の中間処理及び最終処分の広域化については、道央廃棄物処理組合及び関係市町と方向性について協議・検討していきます。		組合を構成している関係市町とともに連携・協力して円滑に事業を推進していきます。 最終処分場の広域化については、道央廃棄物処理組合及び構成市町との協議により、全ての構成市町が参画可能となる令和16年度を供用開始の目標年度とし、施設規模は補助対象として最長である15年間の容量、本市の搬入対象物は焼却灰を含む全量として、最終処分場の整備について検討を進めています。	合焼却施設の稼働に合わせて修正。
P43	(5) 千歳市災害廃棄物処理計画の取組	P41	(5) 千歳市災害廃棄物処理計画の取組	
P43	大規模な地震や水害の発生時には被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインの途絶などの社会的影響が考えられると同時に大量の廃棄物の排出が想定される上、交通網が麻痺し、廃棄物を処理する際にも収集運搬・処理を行うことが困難になることが考えられます。 このことから、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市と、廃棄物処理事業者が、緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、平成28年5月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画」に則り、災害で発生した廃棄物処理を円滑に行えるよう取り組みます。	P41	大規模な地震や水害の発生時には被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインの途絶などの社会的影響が考えられると同時に大量の廃棄物の排出が想定される上、交通網が麻痺し、廃棄物を処理する際にも収集運搬・処理を行うことが困難になることが考えられます。 このことから、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市と、廃棄物処理事業者が、緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、平成28年5月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画(令和5年12月31日一部変更)」に則り、災害で発生した廃棄物処理を円滑に行えるよう取り組みます。また、平成30年3月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定され、令和7年3月には市町村別の災害廃棄物の最大発生量や仮置場必要面積が公表されたことなどを踏まえ、令和8年度内に更新する計画としています。	文章修正。 現況に合わせて修正。
P44	(7) 不法投棄への対応強化	P42	(7) 不法投棄への対応強化	
P44	(該当箇所以外省略) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄に対して、個人では5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金となっております。市においても改善及び措置命令等に従わない悪質な事案については、氏名の公表などを行うとともに、広報紙・ホームページ等により、不法投棄は犯罪であることの周知を図ります。	P42	(該当箇所以外省略) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄に対して、個人では5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金となっております。市においても改善及び措置命令等に従わない悪質な事案については、氏名の公表などを行うとともに、広報紙・ホームページのほか、SNS等により、不法投棄は犯罪であることの周知を図ります。	現況に合わせて修正。
P45	5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策	P43	5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策	
P45	市が処理している産業廃棄物は大幅に減量していますが、事業系一般廃棄物は家庭廃棄物に比べて、減量化の度合いが低い状況にあります。循環型社会を構築するために、事業者自らによる減量化・再資源化の取組が進むように、また、一般廃棄物収集運搬許	P43	市が処理している産業廃棄物は大幅に減量していますが、事業系一般廃棄物は企業立地が進み事業活動の活発化や、不適正排出等の影響もあり、減量化の度合いが低い状況にあります。近年では、産業廃棄物の資源化事業を行っている民間事業者も増えてい	実績を踏まえ文章を修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	<u>可業者の協力も含め、発生抑制及び再資源化に必要な施策を推進します。</u>		<u>ることから、民間処理施設の活用も含めて事業者自らによる減量化・再資源化の取組を推進し、また、事業系一般廃棄物や産業廃棄物の発生抑制及び再資源化に必要な施策を推進します。</u>	
P45	(1) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用	P43	(1) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用	
P45	(該当箇所以外省略) ○広報紙・ホームページ等により、3 Rに関する情報を提供します。	P43	(該当箇所以外省略) ○広報紙・ホームページの ほか、SNS 等により、3 Rに関する情報を提供します。	現況に合わせて修正。
P46	(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別再資源化の推進	P44	(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別再資源化の推進	
P46	(該当箇所以外省略) ○事業系一般廃棄物の分別再資源化を推進するため、排出事業者へ向けた再資源化事業者の紹介などのほか、事業系廃棄物減量マニュアル・広報紙・ホームページ など を通じてリサイクル意識の啓発を図ります。 <u>○現状で把握できていない民間処理施設における事業系一般廃棄物の再資源化状況について把握に努め、その再資源化量を総再資源化量に反映させます。</u>	P44	(該当箇所以外省略) ○事業系一般廃棄物の分別再資源化を推進するため、排出事業者へ向けた再資源化事業者の紹介などのほか、事業系廃棄物減量マニュアル・広報紙・ホームページの ほか、SNS 等 を通じてリサイクル意識の啓発を図ります。 <u>(削除)</u>	文章修正。 現況に合わせて修正。
第5章 廃棄物処理計画				
P48	1 廃棄物排出量及び廃棄物処理量の計画	P46	1 廃棄物排出量及び廃棄物処理量の計画	
P48	(2) 廃棄物排出量の目標及び計画	P46	(2) 廃棄物排出量の目標及び計画	
P49	イ 計画収集人口	P47	イ 計画収集人口	
P49～50	計画収集人口は、計画目標年次等における家庭廃棄物の排出量を推計するための人口であり、総人口から自家処理人口を差し引くことで算定されます。将来の計画収集人口の算定に当たっては、 <u>平成27年度時点における「千歳市人口ビジョン・総合戦略」</u> で示されている総人口から、自家処理人口の過去5年間の平均値である 274 人を除いた数値とします。 計画収集人口の算定結果を図 5-2 及び表 5-2 に示します。 <u>図 5-2 計画収集人口の算定値</u> <u>表 5-2 計画収集人口</u> また、千歳市第7期総合計画で示されている将来展望総人口から算定した計画収集人口の結果を図 5-3 及び表 5-3 に示し、 <u>参考資料の表 8 で将来展望に基づいた計画収集人口により算定した廃棄物排出量の結果も示します。</u> <u>図 5-3 計画収集人口の計画値(将来展望)</u>	P47	計画収集人口は、計画目標年次等における家庭廃棄物の排出量を推計するための人口であり、総人口から自家処理人口を差し引くことで算定されます。将来の計画収集人口の算定に当たっては、 <u>「千歳市人口ビジョン(令和7年2月改訂)」</u> で示されている総人口から、自家処理人口の過去5年間 <u>(令和2年度～令和6年度)</u> の平均値である 239 人を除いた数値とします。 計画収集人口の算定結果を図 5-2 及び表 5-2 に示します。 (図表の修正) <u>図 5-2 計画収集人口の算定値</u> <u>表 5-2 計画収集人口</u> <u>(以降削除)</u>	令和6年度に改訂された人口ビジョンに基づき文章を修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	<u>表 5-3 計画収集人口(将来展望)</u>			
P50	ウ 廃棄物排出量の目標値	P48	ウ 廃棄物排出量の目標値	
P50	<u>表 5-4 廃棄物排出量の目標値</u>	P48	(図表の修正) <u>表 5-3 廃棄物排出量の目標値</u>	現況に合わせて修正。
P51	エ 廃棄物処理量の計画	P49	エ 廃棄物処理量の計画	
P51	(ア) 焼却処理場	P49	(ア) 焼却処理場	
P51	<u>現焼却処理場の1日当たりの処理能力は、1炉当たり97.5tです。</u> <u>同施設の処理量の計画値は、表 5-5に示すとおりであり、令和3年度以降は処理量が緩やかに減少することから、適正な維持補修により使用可能な令和5年度までは、安定して処理することができます。</u> <u>なお、令和6年度以降は、広域の焼却施設の稼働に伴い、燃やせるごみに容器包装以外のプラスチック類を移行する計画とされていることから、処理量は増加します。また、広域の焼却施設の処理能力は、道央廃棄物処理組合の「ごみ処理広域化基本計画」より、145t/日としています。</u> <u>表 5-5 焼却処理場の処理量の計画値</u> <u>図 5-4 焼却処理場の処理量の計画値</u>	P49	<u>令和6年度以降は、道央廃棄物処理組合焼却施設(処理能力158t/日)において処理をしており、1日当たりの処理能力は、1炉当たり79tです。</u> <u>同施設の処理量の計画値は、表 5-4に示すとおりであり、計画収集人口の増加に伴い、令和8年度以降は処理量が緩やかに増えています。</u> (図表の修正) <u>表 5-4 焼却処理場の処理量の計画値</u> <u>(図は削除)</u>	道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働および、現況に合わせて修正。
P52	(イ) 破碎処理場	P50	(イ) 破碎処理場	
P52	破碎処理場の1日当たりの処理能力は40tです。 同施設の処理量の計画値は、表 5-6に示すとおりであり、<u>令和3年度以降の処理量は徐々に減量する計画です。</u> <u>また、令和6年度以降は容器包装以外のプラスチック類を燃やせるごみに移行する計画とされていることから、さらに処理量の減少が見込まれ、令和12年度までは安定して処理することができます。</u> <u>表 5-6 破碎処理場の処理量の計画値</u> <u>図 5-5 破碎処理場の処理量の計画値</u>	P50	破碎処理場の1日当たりの処理能力は40tです。 同施設の処理量の計画値は、表 5-5に示すとおりであり、<u>令和8年度以降の処理量は徐々に減量する計画であり、令和12年度までは安定して処理することができます。</u> (図表の修正) <u>表 5-5 破碎処理場の処理量の計画値</u> <u>図 5-3 破碎処理場の処理量の計画値</u>	現況に合わせて修正。
P53	(ウ) リサイクルセンター	P51	(ウ) リサイクルセンター	
P53	<u>表 5-7 リサイクルセンターの処理量の計画値</u> <u>図 5-6 リサイクルセンターの処理量の計画値</u>	P51	(図表の修正) <u>表 5-6 リサイクルセンターの処理量の計画値</u> <u>図 5-4 リサイクルセンターの処理量の計画値</u>	現況に合わせて修正。
P54	2 廃棄物収集運搬計画	P52	2 廃棄物収集運搬計画	
P54	(1) 廃棄物の区分	P52	(1) 廃棄物の区分	

変更前		変更後		変更理由(内容)
P54	家庭廃棄物の区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ、4種資源物、大型ごみ、使用済み小型家電、集団資源回収物、民間資源回収物の9分別とします。 <u>また、令和6年度の広域の焼却施設の稼働により、容器包装以外のプラスチック類の区分を、燃やせないごみから燃やせるごみへ移行する計画とします。</u>	P52	家庭廃棄物の区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ、4種資源物、大型ごみ、使用済み小型家電、集団資源回収物、民間資源回収物の9分別とします。 <u>なお、令和6年度の道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴い、容器包装以外のプラスチック類や皮革・ゴム製品等の区分を、燃やせないごみから燃やせるごみへ移行しています。</u>	現況に合わせて修正。
P55	3 廃棄物処理計画	P53	3 廃棄物処理計画	
P55	(1) 家庭廃棄物の処理	P53	(1) 家庭廃棄物の処理	
P55	ア 燃やせるごみの処理	P53	ア 燃やせるごみの処理	
P55	<u>燃やせるごみは、令和5年度までは現在の施設で焼却処理を行い、令和6年度以降は、広域の焼却施設で焼却処理する計画とします。なお、広域の焼却施設での処理に合わせて、令和6年度以降は、容器包装以外のプラスチック類の区分を燃やせないごみから燃やせるごみへ移行する計画とします。</u> なお、燃やせるごみに含まれる生ごみについては、平成26年度の道央廃棄物処理組合による「ごみ処理広域化基本計画」の策定に先立って、生ごみ再資源化に関する検討を行った結果、生ごみの再資源化には、良質な生ごみの確保、多額の施設建設費・維持管理費・収集運搬費等が生じ、新たな取組には、市民負担の増加が不可避であることから、本市の生ごみは、<u>令和6年度稼働予定の道央廃棄物処理組合による広域の焼却施設</u>において、これまで同様に焼却処理することとします。	P53	<u>燃やせるごみは、道央廃棄物処理組合焼却施設で焼却処理します。</u> なお、燃やせるごみに含まれる生ごみについては、平成26年度の道央廃棄物処理組合による「ごみ処理広域化基本計画」の策定に先立って、生ごみ再資源化に関する検討を行った結果、生ごみの再資源化には、良質な生ごみの確保、多額の施設建設費・維持管理費・収集運搬費等が生じ、新たな取組には、市民負担の増加が不可避であることから、本市の生ごみは、<u>道央廃棄物処理組合焼却施設</u>において、これまで同様に焼却処理します。	道央廃棄物処理組合焼却場の稼働に伴い文章を修正。
P55	ウ 資源物の処理	P53	ウ 資源物の処理	
P55	(ア) 4種資源物、プラスチック製容器包装、集団資源回収物及び使用済み小型家電	P53	(ア) 4種資源物、プラスチック製容器包装、集団資源回収物及び使用済み小型家電	
P55	4種資源物は、リサイクルセンターで選別処理した後、<u>ペットボトル、発泡スチロール、収集袋</u>、びんは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会による指定法人ルートで再商品化し、空き缶は再資源化事業者売却します。 プラスチック製容器包装は、破砕処理場で選別・圧縮・梱包処理を行い、指定法人ルートで再商品化します。また、市民に対する適正な分別を周知、選別精度の向上によって、処理による再資源化量増加を推進します。 使用済み小型家電は、認定事業者へ引き渡した後、選別処理し、資源回収されます。 町内会等の登録市民協力団体が回収した集団資源回収物は、あらかじめ契約した資源回収登録業者に売却します。	P53	4種資源物は、リサイクルセンターで選別処理した後、びんは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会による指定法人ルートで再商品化し、空き缶は再資源化事業者売却します。 プラスチック製容器包装は、破砕処理場で選別・圧縮・梱包処理を行い、指定法人ルートで再商品化します。また、市民に対する適正な分別を周知、選別精度の向上によって、処理による再資源化量増加を推進します。 使用済み小型家電は、認定事業者へ引き渡した後、選別処理し、資源回収されます。 町内会等の登録市民協力団体が回収した集団資源回収物は、あらかじめ契約した資源回収登録業者に売却します。	現況に合わせて修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
P56	エ 有害ごみの処理	P54	エ 有害ごみの処理	
P56	有害ごみとして収集しているスプレー缶、カセットボンベ、蛍光管、電池類、体温計、温度計については、有害物保管庫で保管した後、処理業者に委託して無害化・再資源化します。	P54	有害ごみとして収集しているスプレー缶、カセットボンベ、蛍光管、電池類、体温計、温度計、 <u>モバイルバッテリー等</u> については、有害物保管庫で保管した後、処理業者に委託して無害化・再資源化します。 <u>また、近年のリチウムイオン電池等の不適正排出による火災が増加していることを踏まえ、充電式小型家電製品（リチウム蓄電池を含む）については電池を取り外した上、取り外した電池を有害ごみとして収集しています。リチウム蓄電池が取り外せないものについては収集事業者等を紹介しています。</u>	現況に合わせて修正。
P56	(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理	P54	(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理	
P56	ア 焼却対象ごみの処理	P54	ア 焼却対象ごみの処理	
P56	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却対象ごみは、 <u>令和5年度までは現在の施設で焼却処理を行い、令和6年度以降は、広域の焼却施設で焼却処理する計画とします。</u>	P54	事業系一般廃棄物 <u>（全部）</u> 及び産業廃棄物 <u>（一部対象ごみ）</u> の焼却対象ごみは、 <u>道央廃棄物処理組合焼却施設で焼却処理を行います。</u>	文章の整理及び道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴い文章を修正。。
P56	イ 破碎対象ごみの処理	P54	イ 破碎対象ごみの処理	
P56～57	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の破碎対象ごみは、破碎処理場で破碎処理を行います。 <u>図 5-7 廃棄物処理の流れ（再掲）</u>	P54～55	事業系一般廃棄物 <u>（全部）</u> 及び産業廃棄物 <u>（一部対象ごみ）</u> の破碎対象ごみは、破碎処理場で破碎処理を行います。 (図表の修正) <u>図 5-5 廃棄物処理の流れ（再掲）</u>	文章の整理及び道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴う修正。
P58	1 廃棄物処分計画	P56	1 廃棄物処分計画	
P58	(2) 埋立処分量	P56	(2) 埋立処分量	
P58～59	<u>表 5-8 埋立処分量の計画値</u> <u>（省略）</u>	P56	(図表の修正) <u>表 5-7 埋立処分量の計画値</u> <u>（処分地毎の記載は削除）</u>	埋立処分地を全体で記載するように修正。
P59	(3) 埋立処分地の適正管理	P56	(3) 埋立処分地の適正管理	
P59	<u>昭和59年度に埋立を開始した第1埋立処分地は、令和5年度頃に埋立終了となる見込みですが、今後、延命化の可能性を調査します。</u> <u>平成7年度に埋立を開始した第2埋立処分地は、嵩上げによる延命化により、令和13年度頃に埋立終了となる見込みです。</u> <u>平成17年度に埋立を開始した第3埋立処分地は、令和2年4月に埋立が終了し、嵩上げの実施によって、令和11年度頃までの埋立が見込めます。</u>	P56	<u>第1埋立処分地から第3埋立処分地まで合わせて令和12年度頃に埋立終了となる見込みです。</u> <u>なお、広域の最終処分場は令和16年度を供用開始の目標年度としているため、今後の埋立方法の検討を行います。</u> <u>また、埋立終了後は、廃棄物処理法で定められている廃止基準に適合するまでの維持管理を行います。</u>	埋立処分地を全体で記載するように修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	<u>なお、埋立終了後は、廃棄物処理法で定められている廃止基準に適合するまでの維持管理を行います。</u>			
P60	5 その他の計画	P57	5 その他の計画	
P60	(2) 廃棄物処理の広域化	P57	(2) 廃棄物処理の広域化	
P60	<u>道央廃棄物処理組合では、広域の焼却施設の令和6年度稼働に向けて、建設工事を行っています。</u> <u>また、同組合は、その他の中間処理施設及び最終処分場の整備について、関係市町の現有施設の更新時期を見据え、関係市町と方向性の協議・検討を行うとしており、市としては、引き続き協力して取り組んでいきます。</u> <u>このほか、破碎処理場から広域の焼却施設への破碎可燃物の運搬や広域の焼却施設から埋立処分地までの焼却残渣の運搬については、広域処理の開始までに検討を行います。</u>	P57	<u>道央廃棄物処理組合では、令和6年度から道央廃棄物処理組合焼却施設を稼働し、広域焼却処理を行っています。</u> <u>また、最終処分場の広域化については、道央廃棄物処理組合及び構成市町との協議により、全ての構成市町が参画可能となる令和16年度を供用開始の目標年度とし、施設規模は補助対象として最長である15年間の容量、本市の搬入対象物は焼却灰を含む全量として、最終処分場の整備について検討を進めています。</u>	道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に合わせて修正。
P60	(3) 災害廃棄物の処理	P57	(3) 災害廃棄物の処理	
P60	国の「災害廃棄物対策指針」に基づいて平成28年5月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画」を適正に運用します。	P57	国の「災害廃棄物対策指針」に基づいて平成28年5月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画 <u>(令和5年12月31日一部変更)</u>」を適正に運用します。 <u>また、平成30年3月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定され、令和7年3月には市町村別の災害廃棄物の最大発生量や仮置場必要面積が公表されたことなどを踏まえ、令和8年度に更新する予定としています。</u>	現況に合わせて修正。
第6章 廃棄物処理施設整備計画				
P61	1 整備方針	P58	1 整備方針	
P61	(2) 対象施設	P58	(2) 対象施設	
P61	<u>ア 搬入管理施設</u>		<u>(項目削除)</u>	計量所が整備済みのため修正。
P62	<u>図 6-1 に各施設の配置図を示します。</u> <u>図 6-1 配置図</u>	P58	<u>(配置図表記削除)</u>	計量所が整備されたことや焼却処理場が廃止されたことにより修正。
P63	(3) 対象施設の概要	P58	(3) 対象施設の概要	
P63	<u>ア 搬入管理施設</u>		<u>(項目削除)</u>	対象施設の削除に伴い修正。
P63	ウ 最終処分場	P58	イ 最終処分場	
P63	○第3埋立処分地 ・埋立設置年月：平成17年12月 ・埋立容積：415,891 <u>m³</u> (当初310,000 <u>m³</u> + 嵩上げ部)	P59	○第3埋立処分地 ・埋立設置年月：平成17年12月 ・埋立容積：415,891 <u>m³</u> (当初310,000 <u>m³</u> + 嵩上げ部)	文章修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	・嵩上げ部埋立容積：105,891 m^3 (令和4年4月埋立開始 <u>予定</u>)		・嵩上げ部埋立容積：105,891 m^3 (令和4年4月埋立開始)	
P64	(4) 対象施設の整備方針	P59	(4) 対象施設の整備方針	
P64	<u>ア 搬入管理施設</u>		<u>(項目削除)</u>	現況に合わせて修正。
P64	イ 中間処理施設	P59	ア 中間処理施設	
P64	○リサイクルセンター 現施設の目標使用年度は主要機器が概ね耐用年数を迎える令和13年度としていますが、 <u>町内会及び民間によるリサイクル活動の推進等、今後のリサイクルにかかる動向に対応した施設の整備方針を令和10年度を目途に改めて検討します。</u>	P59	○リサイクルセンター 現施設の目標使用年度は主要機器が概ね耐用年数を迎える令和13年度としており、 <u>令和14年度以降については、広域化や既存施設の延命化を検討します。</u>	現況に合わせて修正。
P64	ウ 最終処分場	P59	ウ 最終処分場	
P64	<u>(処分地毎の記載)</u>	P59	<u>○最終処分場</u> <u>第1埋立処分地から第3埋立処分地まで合わせて令和12年度頃に埋立終了となる見込みです。</u> <u>なお、広域の最終処分場は令和16年度を供用開始の目標年度としているため、今後の埋立方法の検討や嵩上げ工事等の延命化対策を行います。</u>	文章の整理と道央廃棄物処理組合の広域化を踏まえた文章の修正
P65	2 整備計画	P59	2 整備計画	
P65～66	<u>(省略)</u>	P59	<u>現在、中間処理施設及び埋立処分地の長寿命化計画を策定中であり、この長寿命化計画を踏まえた計画的な修繕や更新を行います。</u> <u>(スケジュール、概算費用削除)</u>	現在、長寿命化計画を策定中であり、整合性を図るため修正。
生活排水処理編				
第1章 計画の概要				
P67	1 計画策定の趣旨	P60	1 計画策定の趣旨	
P67	生活排水は、し尿や台所・風呂場などからの排水など、私たちの日常生活にとっても身近なものです。 千歳市の生活排水処理は、し尿が中心でしたが、昭和39年に本格的に下水道の整備を開始し、昭和51年5月に下水終末処理場(現在の浄化センター)を供用開始したことにより、多くの市民が公共下水道等を使用できる状況になるなど、生活環境の向上や良好な水環境の維持が図られています。一方、公共下水道処理区域外では、市の個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の普及が進んでいるものの、一部で単独処理浄化槽やし尿汲み取りでの生活排水処理が行われています。 市内には、国立公園支笏湖や名水百選に認定された「ナイベツ川湧水」など豊富な自然環境を有しており、また、千歳川の水は	P60	生活排水は、し尿や台所・風呂場などからの排水など、私たちの日常生活にとっても身近なものです。 千歳市の生活排水処理は、し尿が中心でしたが、昭和39年に本格的に下水道の整備を開始し、昭和51年5月に下水終末処理場(現在の浄化センター)を供用開始したことにより、多くの市民が公共下水道等を使用できる状況になるなど、生活環境の向上や良好な水環境の維持が図られています。一方、公共下水道処理区域外では、市の個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の普及が進んでいるものの、一部で単独処理浄化槽やし尿汲み取りでの生活排水処理が行われています。 市内には、国立公園支笏湖や名水百選に認定された「ナイベツ川湧水」など豊富な自然環境を有しており、また、千歳川の水は	現況に合わせて修正。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	さまざまな用途に使用されています。 このことから、豊かな水環境を良好な状態で保全し、市民の健康や安全な生活を確保することが極めて重要です。 本計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画のうち、生活排水処理の部分について定めたものであり、平成7年10月に生活排水全般に関する実態を把握し、生活排水対策の方向性を認識するために策定しており、平成23年3月、平成28年3月に改定を行ったものです。 この度、本計画の関連計画である千歳市公共下水道基本計画が令和<u>2</u>年度に見直されたことに合わせ、本計画の数値の見直しを行います。		さまざまな用途に使用されています。 このことから、豊かな水環境を良好な状態で保全し、市民の健康や安全な生活を確保することが極めて重要です。 本計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画のうち、生活排水処理の部分について定めたものであり、平成7年10月に生活排水全般に関する実態を把握し、生活排水対策の方向性を認識するために策定しており、平成23年3月、平成28年3月に改定を行ったものです。 この度、本計画の関連計画である千歳市公共下水道基本計画が令和<u>6</u>年度に見直されたことに合わせ、本計画の数値の見直しを行います。	
P68	2 計画の期間	P61	2 計画の期間	
P68	(1) 千歳市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）の期間	P61	(1) 千歳市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）の期間	
P68	本計画に関連する計画として、千歳市公共下水道基本計画があり、令和<u>3</u>年度から令和12年度までを計画期間としています。 本計画の計画期間は、千歳市公共下水道基本計画と整合を図り、令和<u>3</u>年度から令和12年度までの<u>10</u>年間としています。 また、本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。 表 1-1 計画の期間	P61	本計画に関連する計画として、千歳市公共下水道基本計画があり、令和<u>8</u>年度から令和12年度までを計画期間としています。 本計画の計画期間は、千歳市公共下水道基本計画と整合を図り、令和<u>8</u>年度から令和12年度までの<u>5</u>年間としています。 また、本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。 (図表の修正) 表 1-1 計画の期間	現況に合わせて修正。
P68	(2) 千歳市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）の位置付け	P61	(2) 千歳市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）の位置付け	
P68	図 1-1 千歳市一般廃棄物処理基本計画の位置付け	P61	(図表の修正) 図 1-1 千歳市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）の位置付け	現況に合わせて修正。
第2章 生活排水処理の現状と課題				
P69	1 生活排水の処理の方法	P62	1 生活排水の処理の方法	
P69	①公共下水道、特定環境保全公共下水道の利用世帯	P62	①公共下水道、特定環境保全公共下水道の利用世帯	
P69	下水道を利用している世帯のし尿及び生活雑排水は、下水道管を通して浄化センターへ流入し、きれいな水にして千歳川に放流しています。 処理の過程で発生する汚泥は、<u>乾燥した後、セメント原料化、肥料化など</u>再生利用しています。	P62	下水道を利用している世帯のし尿及び生活雑排水は、下水道管を通して浄化センターへ流入し、きれいな水にして千歳川に放流しています。 処理の過程で発生する汚泥は、<u>脱水汚泥として民間の肥料化施設へ排出し</u>再生利用しています。	現況に合わせて修正。
P71	2 生活排水の処理の現状	P64	2 生活排水の処理の現状	
P71	(1) 処理形態別人口	P64	(1) 処理形態別人口	

変更前		変更後		変更理由(内容)
P71	<u>表 2-1 処理形態別人口の実績</u>	P64	(図表の修正) <u>表 2-1 処理形態別人口の実績</u>	現況に合わせて修正。
P71	(3) し尿・汚泥の処理	P64	(3) し尿・汚泥の処理	
P72～73	<u>表 2-4 汚水投入施設の処理実績</u> <u>図 2-1 汚水投入施設の処理実績</u> <u>表 2-5 し尿処理経費の推移</u>	P65～66	(図表の修正) <u>表 2-4 汚水投入施設の処理実績</u> <u>図 2-1 汚水投入施設の処理実績</u> <u>表 2-5 し尿処理経費の推移</u>	現況に合わせて修正。
P73	3 生活排水の処理の課題	P66	3 生活排水の処理の課題	
P73	「し尿汲み取りの世帯」や「単独処理浄化槽の利用世帯」の生活排水を生活環境の向上及び公共用水域の汚濁防止、水質保全の観点から、公共下水道等や合併処理浄化槽への接続を促進する必要があります。 また、し尿、浄化槽汚泥、雑排水などの受入種別の処理費用について料金体系や方法などを検討する必要があります。 なお、災害時には仮設トイレの増設が予想されることから、し尿汲み取り体制等も検討する必要があります。 今後、汚水投入施設は、設置から <u>25</u> 年以上が経過しており、今後も安定した処理を継続していくためには、適正な維持管理に加え、長寿命化計画を踏まえた計画的な修繕や更新を行う必要があります。	P66	「し尿汲み取りの世帯」や「単独処理浄化槽の利用世帯」の生活排水を生活環境の向上及び公共用水域の汚濁防止、水質保全の観点から、公共下水道等や合併処理浄化槽への接続を促進する必要があります。 また、し尿、浄化槽汚泥、雑排水などの受入種別の処理費用について料金体系や方法などを検討する必要があります。 なお、災害時には仮設トイレの増設が予想されることから、し尿汲み取り体制等も検討する必要があります。 今後、汚水投入施設は、設置から <u>30</u> 年以上が経過しており、今後も安定した処理を継続していくためには、適正な維持管理に加え、長寿命化計画を踏まえた計画的な修繕や更新を行う必要があります。	現況に合わせて修正。
第3章 生活排水処理の基本目標・方針				
P74	2 生活排水処理の数量目標	P67	2 生活排水処理の数量目標	
P74～75	<u>表 3-1 処理形態別人口</u> <u>表 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出目標</u>	P67～68	(図表の修正) <u>表 3-1 処理形態別人口</u> <u>表 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出目標</u>	現況に合わせて修正。
参考資料				
P77	1 計画収集人口の算定	P70	1 計画収集人口の算定	
P77	<u>表 ① 総人口及び計画収集人口の推計値</u> <u>表 ② 第7期総合計画の将来展望総人口及び計画収集人口算定値</u>	P70	(図表の修正) <u>表 ① 総人口及び計画収集人口の推計値</u> <u>(削除)</u>	現況に合わせて修正。
P78	2 廃棄物排出量等の計画	P71	2 廃棄物排出量等の計画	
P78～83	<u>表 ③ 廃棄物排出量実績</u> <u>表 ④ 1人1日当たりの廃棄物排出量実績</u> <u>表 ⑤ 廃棄物排出量の推計値</u> <u>表 ⑥ 廃棄物排出量の各年度の目標値</u> <u>表 ⑥の廃棄物排出量の各年度の目標値から計算した、1人1</u>	P71～76	(図表の修正) <u>表 ② 廃棄物排出量実績</u> <u>表 ③ 1人1日当たりの廃棄物排出量実績</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	現況に合わせて修正及び追加。

変更前		変更後		変更理由(内容)
	<u>日当たり廃棄物排出量の目標値は、表 7 のとおりです。</u> <u>表 ⑦ 1人1日当たり廃棄物排出量の目標値</u> <u>表 ②の千歳市第7期総合計画で示されている将来展望総人口に基づく計画収集人口と表 ⑦により算定した廃棄物排出量を表 ⑧に示します。</u> <u>表 ⑧ 廃棄物排出量の将来展望総人口に基づく算定値</u> <u>表 ⑨ リサイクル率の目標値</u>		<u>表④ 資源物の排出量の実績</u> <u>表⑤ 不法投棄・不適正排出の発生状況</u> <u>表⑥廃棄物処理費用の実績</u> <u>施策取組の実施にかかる数値目標に基づき算定した1人1日当たり廃棄物排出量の目標値は、表 ⑦のとおりです。</u> (図表の修正) <u>表⑦ 1人1日当たり廃棄物排出量の目標値</u> <u>表 ①の計画収集人口と表 ⑦により算定した廃棄物排出量の目標値を表 ⑧に示します。</u> (図表の修正) <u>表 ⑧ 廃棄物排出量の各年度の目標値</u> <u>表 ⑨ リサイクル率の目標値</u>	
P84	3 処理技術の概要		<u>(項目削除)</u>	道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴い修正。
P88	4 生活排水処理の目標値	P77	3 生活排水処理の目標値	
P88	<u>表 ⑩ 処理形態別人口の目標値</u> <u>表 ⑪ 汚水投入施設の処理の目標値</u>	P77	(図表の修正) <u>表 ⑦ 処理形態別人口の目標値</u> <u>表 ⑧ 汚水投入施設の処理の目標値</u>	現況に合わせて修正。